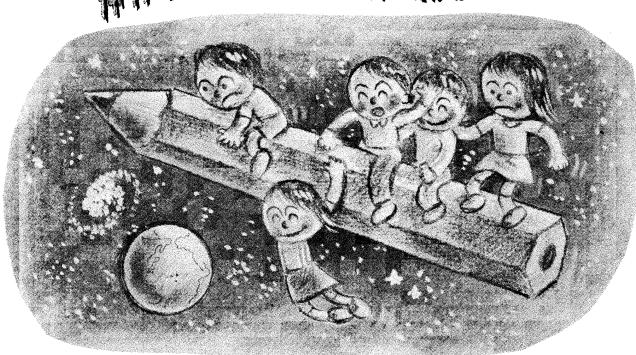
子どもの権利条約 7オーラム 93の整告

"N.11.5-677-76" N ORDOBING



Contents:

子どもの権利条約フォーラム'93	1
呼びかけ人、趣旨、基調報告	
主な企画、プログラム、分科会	
概要,全体会報告など	
賛同団体,個人リスト――――――――――――――――――――――――――――――――――――	18
資料、マスコミ紹介記事、ニュース――――――	20
フォーラム'94 呼びかけチラシ	表3

はしがき

子どもの権利条約フォーラム'93の記録集をみなさまに送ります。実行 委員会の力量不足で遅くなったことをおわびします。

本年は、子どもの権利条約が5月22日に国内発効し、いよいよ、条約実施に向けて本格的な論議や交流が求められています。このささやかな小冊子がフォーラム'94の成功と今後のさらなる交流のため活用いただけることを願っております。

1994年9月20日



子どもの権利条約フォーラム 実行委員会

委員長 喜 多 明 人 粟 野 真 造

火ビもの権利条約フォ 54.93 プログラム PROGRAM

• 受付開始 ^(カンダパンセ701号室)

13:00 全体会1 13:30

・PART①「子ども公聴会」(発言者=子どもたち) ・開会あいさつ/基調報告 -権利の主役はわたしたち…!

・語り「チューインガムーつ」(福角幸子) - 条約に基づく「国際協力」ノススメ!

。PART②「シンポジウム」(提案者=NGO、ユニセフ他) ◆18:00~20:00=交流会 (夕食をともに各地域、団体、グループ、個人の親睦交換会)

17:30

子どもの権利条約のより実効的な批准と実施をめざして、全国の団体、グループ、個人のより実効的な批准と実施をめざして、全国の団体、グループ、個人のより、クリングのは、クリングのは、クリングの関係を対象をある。 のカマの旧板、 ^{息元父校で11ないま}9。 分科会では世界と日本の子ども問題をつなげて意見交流できるよう計画されています。 の方々の情報、意見交換を行ないます。

ぜひ参加下さい。

意見交換をします。

00 13

10

・各分科会のまとめ、意見交換など

14

. 閉会

15:00

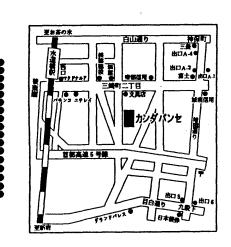
賛同よびかけ

別紙・呼びかけに賛同して、実行委員会に参加してください。実行委の分 担金としては団体1口5,000円(2口以上希望)、個人3,000円です。その他カ ンパ、チケット取り扱いもお願いします。

"情報市"を当日会場で開店します!

団体、個人、情報、資料の展示、配布を希望の方、どんどん参加してくだ

チケットは前売り1,500円(1日は1,000円)、18歳未満500円です。 カンパ、チケットなどの郵便振込は『東京8-716243』(子どもの権利 条約フォーラム)にお願いします。



呼びかけ人

粟 野 真 造(国際子ども権利センター代表)

よく思い出す、ひとつの詩があります。

「おとなになったら、およめさんが一人と子どもが二人、一人は男の子で一人は 女の子、大きな家と二匹の犬と自由がほしいです。友だちとぼくはいっしょに会っ て、はなしをしたいです」。モアギさんという、南アフリカの8歳の男の子の詩 です。

感受性の発露にあふれた存在である子どもは、それゆえに、現実の社会の問題を、 その心と体で敏感に感じとり、自分自身の姿を通じて、問題の在りかを私たちに 感知させてくれます。この少年のことばに、人種隔離政策で苦しむ子どもたちの 痛みと希望を、私たちは、深く知ることができます。南アフリカに限らず、アジ アを初めとした多くの国で、栄養失調や感染症、児童労働、児童売春、児童虐待、 人身売買、戦争や人権抑圧、家庭喪失や路上生活、貧困、エイズに苦しむ子ども たちの姿があります。そうした子どもたちの厳しい現実を思う時、日本社会の私 たちの在り方、南の世界との関係の問題ともあわせて、新しい運動の必要を感じ てきました。それは、国連で、「子どもの権利条約」が生まれながら、日本で、 国際協力の立場から、条約を理解し、広く運動を進めていこうとするところがほ とんど無いことへの問題意識とも重なりあいました。私たちはそんな思いで、 「国際子ども権利センター」を発足させ、「子どもの権利条約」の批准・普及の取 り組みや、私達の生活の在り方を見なおす開発教育などの国際理解教育活動を進 めていきたいと願っています。しかしそのためには、多くの国際協力団体や国内 の市民団体、国連機関とつながりと連携が必要です。今回のフォーラムが、その ための出会いと協力を生み出す場になることを願っています。

イーデス・ハンソン(アムネスティ・インターナショナル日本支部長)

いまの日本は、どうもいわゆる仲間でない人のために何かをするということがとても少ないと思うのね。むこうはむこう、こちらはこちらで、つながりがあれば親切にするけど、そうでないと何でしなければならないのという感覚があるんじゃないかな。ある中学生で手紙をくれる女の子がいました。その子は、いろいろなことを考えていて、考えるだけでなく、それを外に向かって言っていかなければならないと思っているみたい。南アフリカの黒人差別の問題はひどいということだけでなくて、むかし日本が貿易などでそれに関わってきたのはいけないと真剣に考えている。大人でもそんなことを考えない人はいっぱいいるのにね。こうい

う声をきくと、とても気持ちがいい。それがそもそもの人間社会でしょ。ランクとか分野に別けて、別々に生きているんではなくて、全部がつながっているんですよね。昔は同じ近所でも、もっとごちゃ混ぜにやっていたでしょ。それが「子どもはいまの時期はこんなことをしなければいけない。つぎの時期はあんなことをしなければいけない」というのは、すごく不自然だと思う。だから子どもも大人も、もっと仲間うちの意識をこえた伸びやかな想像力が必要だと思う。「子どもの権利条約」には、いろんな違った状態に置かれている子どものことが書いてある。それを想像力の手がかりにして、私たちもがんばっていきたいですね。

一番ヶ瀬 康 子 (日本女子大学教授)

子どもの人権保障と「子どもの権利条約」の批准を推進するために、フォーラム の成功を努力しましょう。

- 落 合 恵 子(作家、クレヨンハウス主宰)
- 喜 多 明 人(子どもの権利条約ネットワーク代表、立正大学助教授)
- 永 井 憲 一(法政大学教授、現日本教育法学会会長)

いま世界が「子ども最優先」の方向に歩調を合せているとき"子どもを大切にしよう"という考え方は、イデオロギーや立場を超えた大人共通のものであるはずです。そのことを確認し、子どもと一緒に、お互いが協力して前進していく出発点となることを祈念し、期待しています。

中 川 明(弁護士、現日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員長)

子どもの権利条約のすみやかな批准は、私たちすべてのねがいですが、それによって子どもがおかれている現実・状況が実際にどのように変わったのかを問うことが大切です。子どもの目線に立って現況を直視し、子どもの身になってその痛みや思いに想像力をめぐらせることが求められています。フォーラムは、おとなが子どもと共に歩む歩幅をはかる場にもしたい、と思っています。

堀 尾 輝 久 (東京大学名誉教授、現日本教育学会会長)

子どもの権利は、人権の応用ではなく、その土台です。

人権・子どもの権利・子どもの人権の関係についても深めてくださることを期待 しています。

宮 崎 繁 樹(明治大学総長、現国際人権法学会会長)

子どもの権利条約フォーラムについてお骨折り頂き有難う存じます。

このような催しは、同条約の批准促進について役立つだけでなく、批准後の実り ある国内実施についても有益と存じます。当日生憎鹿児島に出張の予定があり申 訳ありませんが、宜敷くお願い申し上げます。

フォーラムの趣旨

世界はいま、「子ども最優先」という原則を掲げて、子どもの未来のために動きは じめています。その流れのなかで、国際連合は、「静かな緊急事態」といわれるほど 世界中で深刻になっている子どもの生存・発達の危機的状況を子どもの権利侵害とみ なし、世界の子どもの権利章典「子どもの権利条約」を作りました。

この子どもの権利条約が日本においてもようやく批准される見込みです。条約は人権条約としてはかつてないほど関心を集め、日本弁護士連合会をはじめ多くの団体・グループが名称や訳文の修正および国内法改正の要求などをし、条約の批准・実施を求めてきました。

しかし、現状のままでは、条約が日本社会に現実的な効果をもたらすことも条約に基づく国際協力(貢献)がすすめられることもおぼつかず、条約が政治的あるいは教育上の対決の「対象」になる恐れすらあります。他方で、子どもをとりまく世界の現実のもとで、人権条約史上もっとも多くの締約国を持つに至った子どもの権利条約の実施をめぐる課題も山積しています。

このようななかで、批准後の条約実施段階において日本および国際社会にとって条約のもつ意義や課題を考え、情報・意見交換をしていくため、毎年条約採択日の11月20日前後に条約批准のとりくみをしてきた個人・グループ・団体また条約の実施に関心を寄せる人々が集う"フォーラム"を開催したいと思います。

その主な趣旨として、

- ① 条約を日本社会および国際社会に生かしていくために必要な情報の交換
- ② 日本社会における子どもの問題にとりくんでいる人々と海外における子どもの問題にとりくんでいる人々の両方からの現状報告および意見交換
- ③ 条約のより実効ある批准をすすめるための意見・とりくみの交換
- ④ 政府・自治体関係者との建設的対話
- ⑤ 条約の趣旨や規定の普及
- ⑥ 『子どもの権利条約白書』の刊行の準備(条約を一つの基準として国内外の子どもの現実を総合的に分析し、権利を保障していくとりくみの基礎資料を作成) すすめ方としては、条約の批准や普及などにかかわってきたすべての個人・グループ・団体に呼びかけます。

この「呼びかけ」に応じた個人・グループ・団体をもってフォーラム実行委員会を 発足させます。そこで参加者の合意の上、企画等を決めていきます。フォーラム実行 委員会のなかに事務局を置き、実務をすすめます。

基調報告

子どもの権利条約フォーラムの開催とわたしたちの初心

子どもの権利条約フォーラム実行委員会委員長 粟 野 真 造 喜 多 明 人

- 1. なぜ、いま「フォーラム」か
 - (1) 「歴史的な出合い」へのプロローグ
 - ――地球社会のなかでの世界と日本の子ども

先日、NHK教育テレビで子どもの権利条約の特集がくまれましたが、「世界の子どもの実情」をビデオで見た日本の中学生たちが、共通に「日本に生まれてよかった」という実感をのべていたのが、気になりました。そこでは同じ地球社会に生きる10代としての痛みを分かち合うという視点がまったくないように思えました。彼らに限らず、わたしたちの心の中には、途上国への子どもの援助とを日本の子どもの現状といつも分けて考える発想が支配しているといえないでしょうか。

事実、これまでも日本では「世界の子ども」への援助をすすめてきた国際NGOグループの人びとと、「日本の子ども」問題に取り組んできた国内民間団体、グループとの交流はほとんどなかったといってよいと思います。もちろん、双方とも各々異なった条件があり、相互の交流が妨げられてきた側面もありますが、この子どもの権利条約の批准段階において、各々の困難な条件をこえて、「歴史的な出合い」をはたすことが、21世紀の子どもと社会のためにとても大切なことであると思われます。

(2) あらゆる個人、グループ、団体の交流から子どもの権利の検証を

1979年の「国際子ども年」は、国連・子どもの権利宣言採択20周年を記念するとともに、地球社会において子どもの権利がどれだけ守られ尊重されてきたかを国際レベルで検証することを目的の1つとしていました。子どもの権利がどれだけ尊重されてきたかについては、つねに検証することが大切です。

わたしたちは「国際子ども年」の精神をひきつぎ、毎年子どもの権利に関心をもつ 方々、条約の実施と普及にたずさわる方々、国内・海外の子ども問題にとりくむ個人・ グループ・団体の方々の参加をよびかけ、交流を深めるとともに、世界と日本の子ど もの権利実現の水準を検証し見定めていくことを提案します。そのために政府・自治 体関係者とも建設的な対話をすすめます。

そのような趣旨は、すでに子どもの権利条約によって、国際的なシステム(ジュネーブで毎年2回、子どもの権利委員会で審査される制度)にまでなっていますが、民間レベルでの取り組みが、このような国際的なシステムをより有効に機能させていくためにとても重要なことであると思われます。

(3) 同じ人間として、子どもとおとなの対話を

――「子ども公聴会」の開催について

1990年9月に開かれた「子どものための世界サミット」の宣言には、

「さまざまな協力関係が必要であり、特に子どもたち自身の協力をもとめる。われわれは、子どもがこの努力に参加するよう呼びかける。」

とあり、子どもの権利実現に際して子ども自身の参加を求めています。

日本では、これまでのところ子どもの権利条約の批准に際して子どもの参加が十分 望めない状況にあります。先の通常国会でも、参考人として高校生の意見表明を求め たところ、未成年者の発言を認めた先例がない、ということでことわられてしまいま した。他の先進国のように条約批准に際して子どもの意見を聞く「公聴会」を開くこ とは、子どもの社会参加という条約の趣旨からみても当然のように思えます。

このフォーラムは、もともと条約批准をみすえて、条約の実施と普及のための情報 交換の場となることを目的としていましたが、国会における批准承認案が再提出され るという状況下でフォーラム企画として子ども公聴会を考えてみました。しかし残念 ながら予想外に条約の批准が遅れています。

しかし、条約批准に際しておとなだけの論議ではなく子どもの意見表明の機会を確保することは今後の同世代に対する普及にとっても有意義ですので、不十分ながらもあえて子ども公聴会を開催することにしました。

2. 子どもの権利条約の実施と普及のために

この条約についてはすでに150か国を越える国々が批准しています。日本においても一刻も早く、かつ、十分審議を尽くして実効ある批准のために関係者が努力されることを期待します。

ところで、もともとこのフォーラムは条約批准後の国内での実施と普及のための情報交換・意見交換を狙いとして企画されました。今回のフォーラムでは、先述の「子ども公聴会」に加えて、とくに次の課題に取り組みたいと考えます。

- (1) 1日約35000万人の子どもたちが5歳を待たずして死んでいる現状など踏まえ、 批准後の国際協力についてその理念と法的・社会的な枠組を検討し、子どもの救 済への緊急な問題について話し合いを深めていきたいと思います(1日目・シン ポジウム、パネル展)。
- (2) 条約の実施について、国レベル、地域・自治体レベル、民間レベルでの取組についてNGO各団体・グループ・個人の経験を交流しあい、意見交換します(2 日目・分科会)。
- (3) 条約の普及のため、各団体・グループ・個人の知恵をしぼったパンフ・ポスター 等の作品の交換を行ない、とくに子どもへの普及のための取組について経験を交 流しあいます(1日目・情報市)。

「子ども公聴会」

子どもの権利条約を子どもが語る

――子ども公聴会に熱い視線

フォーラム一日目には、日本の子どもの権利史の新しい一頁となる「子ども公聴会」が開かれた。この公聴会は、子ども、未成年者の参加と意見表明の道をかたくなに拒む国会に代わって、フォーラムのイベントとして実現したものであり、実質的な影響力の有無は別としても、今後の条約普及活動、とりわけ子どもたちへの普及にとって大きな意味をもつものと見られる。少なくとも、条約の批准の時に、大人ばかりの議論ではなく、その時の十代、子どもも加わり、意見表明をしてきたのだ、という歴史的事実が残されることに注目しておくべきであろう。

公聴会当日は、菅源太郎、水永啓子両氏の司会のもとで次の五名の 子どもが意見表明を行った。(敬称略)

- *林 香織(15歳) ---学校に対する子どもの権利
- * 長谷川武宏(SBW=環境問題を考える会代表)――環境問題と子 ども
 - *松橋静香(子どもの人権埼玉ネット) ----障害児の権利
 - *宗 銘沛――難民の子どもの権利(ベトナム)
- *津田彩樹子(地球子ども会議議長)――飢餓の克服とパートナー シップ

公聴会の受け手となった大人側は、国会関係者として肥田美代子氏(参議院議員)・北村哲男氏(同)、政府関係者として河合祥一氏(外務省人権難民課)、学界関係者として永井憲一氏(日本教育法学会会長)、法曹界関係者として中川明氏(日弁連・子どもの権利委員会委員長)の五名。

主な意見は次のとおりである。

「中学のころ、スカートのたけが長いとか短いとかいわれて先生に怒られた。スカートの長さなんかそんなものは自由でよいのに先生が決めて(違反する生徒を)ひっぱたくなんておかしい。友だちにも仲間はずれにされた。学校の集団主義がいやで学校には行っていません。私は学校にいて、もう何が正しくて何が悪いか、よくわからなくなりました。子どもの人権なんていって、あえて保障をいわなければ生きられない社会って何か悲しい。でも、権利をあえて保障しなくちゃならないから、私はそういう活動をしていく。」(林)

「3年前に来日して、学校ですごい仲間はずれにされていじめられている。でもそれをのりこえないと一生いじめられる。自分の力で克服しなければと思う。今ぼくは、人間と地球についてのマンガを描い





子ども公聴会風景



子ども公聴会では外務省も出席。 河合祥一氏も熱弁。

ている。大人たちは森を燃やしたり植物を減らして自分達 の都合だけを考えて、ゴルフ場やスキー場をつくっている。 そんなことはやめてほしい。大昔から、人間は自然と協力 しながら生きてきた。| (宗)

「障害のある人を特別扱いしてきたことが逆に差別を生んでいる。隔離教育の中で障害を持った子と接する機会がなかった。障害児の教育を養護学校へと義務づけているのはおかしい。小さい頃からなれ親しんで、いろいろな人間、



司会者も若者が

他人をみることで人格形成がなされていくのだから私は統合教育がいいと思う。」(松橋)

「地球環境の問題はいまや世界中の人、世界中の輪の中で、子どもも大人も真剣に考えていくことで初めて解決する。世界中の人が環境問題に興味を持って仕事をし、生活していけば、熱帯林を破壊するようなことはしない。仲間とグループを作り、できることから取り組んでいる。」(長谷川)

「子どもの権利条約というのは私たちだけのものではなく、飢餓に直面している私たちの仲間に も同等の権利がある。飢餓に苦しんでいる子どもたちにこそ目を向けていくべきだ。」(津田)

(喜多明人)

語り「チューインガムーつ」



福角 幸子 (たんぽぽの家、1992.11.30銀座セゾン劇場第一回わた ほうし語り部コンクールで一位)

条約の精神を伝える方法はたくさんあります。 今回は条約の精神に通 ずる詩を選んで、その語りを聞きながら条約の趣旨を改めて考えてい きます。

語り「チューインガム―つ」 熱演する福角幸子さん

シンポジウム「世界の子どもたちの手に条約を一条約に基づく国際協力のすすめ」

一日目の最終プログラムとして、シンポジウムが行なわれた。

「世界の子どもたちの手に条約を――条約に基づく国際協力のすすめ」と題されたこのシンポジウムは、国際子ども権利センターの代表である粟野真造さんを司会に、ユニセフ駐日代表事務所広報官の澤良世さん、CCWA(国際精神里親運動部長)の小林毅さん、そして弁護士であり日弁連子どもの権利委員会事務局長の吉峯康博さんの三人をパネリストとして始まった。

まず、澤さんからは、ユニセフ活動に関わる子どもの現状が述べられた。現在、18歳未満の子どもの75%、5歳未満の子どもの90%がいわゆる途上国で暮らしており、さらに5歳未満で死亡する子どもの98~99%が途上国で占められている。そして途上国の子どもの三人に一人が栄養不足であ

り、学校に行けない子どもが一億人、その三分の二が女の子であるという。子どもの権利条約はこうした現状を背景として作られ、子どもの権利を守るために国際協力の必要をうたっている。実際、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ地域の国々は、採択後早い時期に批准しており、子どものための国際連帯に大きな期待を寄せている。ユニセフは条約に名前の出ている唯一の国際機関であり、多くの国々で活動してきた。その内容は、条約の6条・24条・27条に対応する生存・発達・保健衛生・栄養に関わる分野であり、対象となるのは主に乳幼児であった。しかし、乳幼児期の子どもの命を救うことができても、その子どもが出ていく社会は様々な問題を抱えている。そこで、80年代半ばより「特に困難な状況にある子ども」に対する取り組みが始まった。具体的には、ストリートチルドレン・児童労働・児童売春・少年兵などの問題であり、条約19条・20条・32条・38条に関連する。このようにユニセフは、対象となる子どもの年齢を広げ展開しているが、それでも条約の一部に対応しているにすぎない。いまのところ市民権や意見表明権に関する国際機関はなく、WHOやILOも条約に対する発言がまだない。これからはユニセフ以外にも、子どもの権利を守るための国際的な動きが必要であるといえよう。

つぎに、弁護士の吉峯康博さんからは、日本国内の子どもの状況についてお話があった。「子どもの人権110番」には、この八年間で4000件もの電話がかかってきており、従来の校則や体罰の問題をはじめ、最近ではいじめに関するものが増えてきており、かかってくる電話の30%以上が子ども自身からのものだという。こうした現状から考えると、国内で子どもの権利に関する充分な情報をゆきわたらせるとともに、子どもの声に耳を傾けるようなシステムを作り、それを公的な場面に反映させていくオンブズパーソンをおくこと、などが今後求められる。

CCWAの小林さんは、まず条約の国際協力活動に対する意味について触れられた。具体的にCCWAが対象としているフィリピンの場合、1990年に批准がされているが、それが政府の動きとしてどういう形で出てくるのか、こちらからどう働きかけられるのか、といったことを考えなければならない。これからNGOにとって条約の趣旨に沿った活動を目指すことが課題だということだった。また、「子ども公聴会」の際に話のでてきた統合教育を取りあげ、障害をもつ子どもだけでなくむしろ障害をもたない子どもが統合教育という実践的な教育の場で学ぶことがとても大切であるように、国際協力においても援助する側にこそ成長の必要がある、ということであった。

これらの発言を受け、司会の粟野さんが「最近よく国際協力という言葉を耳にするが、ただ国際協力をすることがいいことだ、という考え方だけで行なってもいいのか。大事なのは個人の意志なのではないか」とまとめられた。

時間的に余裕がなく、会場とのやりとりは充分にできなかったが、子どもの権利に対する取り組みを国内にとどまらず世界へと広げ、国内・海外の問題双方を同時にとらえていく視点を与えてくれたように思う。

(大野順子、栗本敦子)



シンポジウム「世界の子どもたちの手に条約を-条約に基づく国際協力のすすめ」より

交流会

夕食をとりながら、条約のより実効的な批准と実施をめざして、各地域・団体・グループ・個人からの意見・情報交換を行ないました。

分利会

今回のフォーラムでの分科会では、主に国内の問題に取り組んでいるグループ(以下「国内NGO」)と主に国際的な問題に取り組んでいるグループ(以下「国際NGO」)とが各分科会のなかで出会い、それぞれが持っている情報や問題意識を共有することを狙いとしたものです。子どもの最善の利益、意見表明権、参加などの視点を大切にしながら、次代を担う子どもに対して条約が規定する権利を日本社会と国際社会で保障していくために何が必要か、子どもの権利保障のための環境づくりをしていくための課題を考えました。(囲み内はまとめの概要)

第1分科会 教育・学校――いま求められている「学び」と「学校」

運営:林 量 俶(埼玉大学)

三宅 隆史(日本ユネスコ協会連盟)

1. 発展途上国の子どもの学習権と識字運動 寺尾 明人(日本ユネスコ協会連盟)

子どもの権利条約第28条は、すべての子どもが平等に教育への権利をもつと規定している。 しかしながら、1億人以上の子どもが様々な理由のために、初等教育を受け入れられないでいる。彼らは9億6,000万人もの成人非識字者(15歳以上)の予備軍となっている。識字や基礎教育は単に、読み書きや計算ができるようになるだけではなく、自分自身に誇りを持ったり、自分を向上させていったりするための活動である。

日本ユネスコ協会連盟が行っている「世界寺子屋運動」を通して支援しているアジアの子 どもたちの学習権と識字運動について報告する。

2. 不登校問題について

多田 元(弁護士)

文部省の1992(平成4)年度調査によると、「登校拒否」の子どもは、全国小・中学校で7万人を越えているが、実数はその何倍にもなると思われる。本報告では「不登校」は学校に行かない(行けない)状態を、登校拒否は、不登校を認めない周囲の反応の中で子どもが追いつめられ悩んでいる状態を言うものとして使用する。

不登校という選択は、子どもの権利であり、「参加しない自由」が認められるべきであると主張したい。不登校の子どもは、本来自由で豊かに学ぶべき学校での学習の権利を奪われているうえに、不登校をも認められないという二重の権利侵害を受けている。子どもの権利条約28条の「教育への権利」の「教育への権利」の保障は、「押し付けられる学校」以外に学びの場を選ぶ権利を含むはずであるし、第31条の「休息、余暇、遊び、文化的活動等の自由の保障」は不登校も権利であることの根拠となる。

今、子どもが真に参加できる学びの場と多様な学びの方法についての情報提供が求められている。

3. 学校現場と子どもの権利

島ノ江 一彦(立正大学、元高校校長)

学校現場で子どもの権利問題に取り組む際の問題は何か

子どもの現状

学校の現状

学校の仕組みと校則

職場の民主化と学校の民主化

子どもたちをどのようにして信頼するか

信頼の障害は何か

実践報告(その一)権利条約取り組みの経過

信頼に子どもは応えるか

実践報告(その二)バイク「三ない」廃止と生徒

第1分科会 教育・学校-いま求められている「学び」と「学校」

林 量俶さん(埼玉大学)

教育・学校という分科会名を与えられたが、教育=教える側に主体があるイメージは転換されなくてはいけないのではないかという思いあり。今、求められている学びと、括弧付き「学校」、学びを保障する場のありようを深めたいと、1)[発展途上国の子どもの学習権と識字運動]日本ユネスコ協会連盟、寺尾さんの「世界寺子屋運動」等の報告。文字を持たない言葉が世界では多数あってそれをアルファベットであらわすと文化変容を引き起こすという様々な問題点等を抱えている。開発途上国で生活のために子どもが稼がなくてはならないという富の偏在問題。2)[不登校問題について]弁護士の多田さん「参加しない自由」不登校をも認められない二重侵害を受けている。居場所作りの取り組み。3)[学校現場と子どもの権利]元高校校長、島ノ江さんーバイクを届け出制。生徒、親の権利保障のシステムを作っていく必要性。会場からの発言ー海外における識字運動に加えて国内の外国籍の子ども達に対してのその子をの子を理解して対応する体制の必要性・自分達の望む学校作り・朝鮮学校を「学校」として位置付けてない問題・教育内容を問なおしていく必要。

第2分科会 コミュニティづくりと子どもの参加

運営:武内 暁(子どもの人権埼玉ネット)

レポート1 津山 直子(日本国際ボランティアセンター=JVC)

アジア (タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム)、アフリカ (南アフリカ、エチオピア)、中南米 (グアテマラ)、中東 (パレスチナ) の8カ国で農村、スラムなどのコミュニティで活動している。

活動の中には、保育園、図書館、学校など直接子どもたちを対象とした活動もあるが、多くは、保健、教育、水など生活のなかでの基本的なニーズの改善、食糧の自給、収入の向上など子どもたちを含むコミュニティ全体の活動になっている。その中で重要なことは、人々がコミュニティにおける社会的、政治的、経済的問題に気づき、それらを解決していくために立ち上がり、協力し合っていくことである。そして、それを狙う中で、自らを成長させ、可能性に気づき、自信をつけていく。コミュニティに住む大人たちが自信を持って、いきいき活動するようになることは、子どもたちにも大きな影響を与え、未来に向けて積極的に生きていく姿勢を持つことができるようになる。

南アフリカの例をとると、アパルトへイト体制の中で、人権を奪われ、貧困に置かれてきた女性たちが、コミュニティでの生活改善、保健、保育園、技術訓練、協同組合などの活動を担っている。「黒人は白人より劣等である」と教育され、人間としての尊厳や自信を失っていた女性たちが、さまざまな活動の中で自信を取り戻し、コミュニティ活動の主体となっ

ている。その女性たちは、作り出す喜びをともに体験するため、農業、木工、裁縫などを子 どもたちと一緒に行い、コミュニティの発展に積極的に関わっていく子どもたちを育ててい こうとしている。

このようなコミュニティづくりから、日本に住む私たちも多くのことを学ぶことができる。 今、アジアやアフリカのコミュニティに「援助する」のではなく、「パートナーとなる」こ とで、協力し、互いに学び、経験を共有していこうとしている。国境を越え理解しあう中で、 「地球レベルで考え、地域で行動する」ことができ、それぞれのコミュニティで子どもも大 人もより元気に、自信をもって活動していくことができると思う。

レポート2 川口 善行(シャプラニール=市民による海外協力の会)

バングラデシュの貧しい子供達にとって、人権とは何なのだろうか。農村に住みながら食べていくに十分な土地を持たない日雇い労働者達が人口の半分を占める国。雨季になれば日雇い仕事がなくなり子供達は満足に食事がとれなくなる。学校に行けない、あるいはせっかく通い始めてもじきに脱落してしまう小学生。下痢のような簡単な病気で命を落とす乳幼児。このような厳しい環境に生きる子供達にとって、食料援助、医療サービス、奨学金などの個別プロジェクトでは充分とは言えない。地域全体の総合的な生活向上のためのプログラムが必要である。

レポート3

野川 義秋(埼玉に夜間中学をつくる会)

1) 埼玉に夜間中学を作る運動のこと、2)「川口自主夜間中学」と子どもたち a. 教室の風景 b. 交流し、学びあう『場』として、3) 私たちのめざすもの *「公立化」 *フリースクール

第2分科会 コミュニティつくりと子どもの参加

子どもの人権埼玉ネット-武内 暁さん

1)日本国際ボランティアセンター 津山さんーアパルトヘイトで残された老人、子ども、ハンディある人々等が地域の中で失われた尊厳を取り戻していくための「アワネス」の取り組みで子どもの役割等から大人も変わっていった。 2)シャプラニール=市民による海外協力の会、川口さんーバングラデシュ、ショミティ(400カ所8000人)大人の人達が文字を覚える事によって初めて子どもの識字の必要性を理解して変わっていった。2つのレポートで共通した課題はパートナーとしての「援助」「開発」という事の重要性。 3)埼玉に夜間中学を作る会一野川さん 9年目でまだ公立化されない「学校」とは何なのか。日本語を学ぶ様々な外国籍の人達との日常の関わりの中で初めて国際化が見えてくる。これらの報告から諸外国の人達が私達の忘れたものを持っていて日本における文化を改めて考えさせられた。

第3分科会 家族•福祉

国内NGOからは子ども虐待を通してその背景にある日本の家族が抱える問題、さらに障害児の問題から福祉の現状を報告、国際NGOからは、精神里親運動を通してフィリピンにおける家族・地域の崩壊、親の自立のむずかしさなどをストリートチルドレン問題を含めて報告を受け、家族・福祉の問題を考えていきます。

運営:赤羽 忠之(東洋英和女学院大学)

和多田雅子 (編集者)

レポート1

児玉 勇二(弁護士)

子どもに関する相談事例を通して、いま「家族」が本当に危なっかしくなっていることを 痛感しています。世間に衝撃を与えた「女子高生コンクリート殺人事件」の少年たちの家庭 も、決して特異なものではありません。これらの家族が抱えていた危うさは、程度の差こそ あれ、われわれ日本の家族が共通に抱えているものです。

「巣鴨の子ども置き去り事件」「離婚事件の背景にある児童虐待」「子どもの虐待防止センターへの相談」など、弁護士として関わった具体例を通して、現代の「家庭」が抱えている問題点をいくつか提起し、できれば「新しい家族の再生へ向けて」も展望してみたいと思います。

レポート2

児玉 勇二(弁護士)

福祉と教育の現場での障害児への人権侵害に関する相談事例から、いくつかの共通する問題がみえてきました。ひとつは「密室の中で行なわれている(批判がないまま、ますますエスカレートしていく)」こと、二つめは「誤った熱心さのなかで行なわれている(余裕のないなかで短急な効果をねらって)」こと、三つめは「行政にも民間にも人権救済擁護体制システムがまったくといってもいいほどにない」ということです。

では、どうしたらいいのでしょうか。「障害児・者の人権弁護団」結成および「障害児・者人権擁護ネットワーク」づくりの経過にもふれながら、障害児・者の人権擁護、つまり障害児・者の権利をいかにつくりだしていったらいいのかについて述べてみたいと思います。 レポート3 小林 毅(国際精神里親運動部長)

ストリート・チルドレンの存在とストリート・チルドレンが増加しているという事実は、 開発途上国に生きる子どもたちの状況がいかに厳しいかということを示しています。生活の 厳しさが引き起こす家族関係の崩壊が、子どもたちの生活に大きな影響を及ぼしています。 条約を批准する国が増えているにもかかわらず、子どもたちの権利が守られない状況が広が りつつあるとさえ思えます。さらに、開発途上国に住む人々の福祉サービスに対するニーズ は大きいものがあるのに、途上国政府には社会資本が不足する傾向があります。

こうした実態を通して、家族と福祉を軸に、私たちと開発途上国の関係を考えてみたいと 思います。

第3分科会 家族•福祉

和多田 雅子さん(編集者)

1) 家族について 児玉勇二さん (弁護士) レポート者自身の父としての押しつけた 子育ての反省の実感を込めた話に重ねて「女子校生コンクリート殺人事件」等は特殊な 事ではない。少年達が淋しい思いを抱えながらSOSを発しているが受けとめられずにい る。「巣鴨の子ども置き去り事件」等、子が置き去りにされなければならない状況。家 庭にも暴力が隠されている例が多々あるのではないか。2) 障害児への人権侵害 児玉 勇二さん 障害児の人権問題の遅れ。ネットワークづくりが始められている。3) 小 林 毅さん (国際精神里親運動部長) フィリピンにおける親の暴力-子どもの家出、 ストリート・チュルドレンの背景には経済要素も強くある。話合いでは、日本ではいま だ暴力を躾としてみる風土的問題。叩かなくても子育ては出来る事を広めていきたい・ 養子縁組みを風土的な問題で施設等に狭めているが制度的に今後はもっと取り組む必要 あり

第4分科会 少年司法 「非行」からの「立ち直り」と援助システム

少年司法の法制・手続をめぐるさまざまな問題(外国籍の子どもの問題を含む)をふまえて、国際水準(リヤドガイドラインなど)に即し、「非行」からの立ち直りとそのための社会参加(「再社会化」)および援助システムのあり方を考えます。

運営:網野 利夫(全司法)

佐々木光明(日本体育大学)

寺中 誠 (アムネスティ・インターナショナル)

第4分科会 少年司法―「非行」からの「立ち直り」と援助システム

寺中 誠さん (アムネスティ・インターナショナル)

家裁の調官官は基本的に一過性として考え過度の介入はいけないという子どもの視線に立って話をしていく。国連のリヤドガイドラインに子どもが主体的に対象者ではなく共に「非行」に向き合う仲間としてしていく流れはあるが、裁判官、警察、検察、地域でも子どもが集団でいるだけで指差される場面がある、地域が親がわりになるのは不可能なのか、保護監察中の子どもの野球チームを子どもが運営しているケース…、まとめとして子どもの主体的参加は難しいが決して不可能な事ではないと確認しあえた。

第5分科会 すべての子どもが健康に生きるために

運営:佐々木栄一(日野市立総合病院小児科)

本田 徹(シェア=国際保健協力市民の会)

大河内秀人 (アーユス=仏教国際協力ネットワーク)

国や地域の発達度合いを比較する基準として、乳幼児の死亡率がある。これは、単に技術的・経済的な問題ではなく、社会的弱者としての子どもの命が守られ、適切な医療機関へのアクセスが確保されるかという点で、公平度・民主化の度合いを計る、もっとも有効な指標であるとされる。もちろんそれ以前に子どもの権利条約第6条「生命への権利、生存・発達の確保」にうたわれるまでもなく、現代世界においてもっとも基本的で、大前提となる項目である。

しかし、現実には5歳未満だけでも、年間約1400万人、1日あたり4万人もの子どもたちが命を失っている。そしてその多くは、栄養失調、下痢、伝染病など、比較的簡単な予防や処置により、十分回避されるべきものである。第24条「健康・医療への権利」として「到達可能な最高水準の健康の享受ならびに疾病の治療およびリハビリテーションのための便宜に対する子どもの権利」を認めているが、最低限の権利も保障されていない現実が、かなり広範にあるということである。

この点に関しては、基礎保健(プライマリー・ヘルス・ケア)という分野で様々な取り組

みがなされている。生命の確保、健康の増進は、地域住民の主体的な参加により築かれるという前提である。

これらの取り組みに加え、被占領地や難民など、困難な状況の中に生きる子どもたちの命と健康の問題について報告する。

一方、日本国内においては、予防接種の問題をはじめ、学校や医療機関、行政等の権威構造の犠牲ともいえる、子どもの健康が阻害される状況がある。どれだけ正しい情報を得て、適切な処置を受けているのであろうか。結果として人の一生を左右する問題に対し、認識を深めていきたい。

また、食品、環境、精神衛生、妊娠中絶など、子どもの生存と発達に関する様々な問題がある。さらに、在日外国人の医療へのアクセスなど、日本国内では、医療技術・科学技術の発達に比して、社会的要因、とりわけ人権に対する後進性が、子どもの命と健康を脅かしている。

第5分科会では、参加者の持ち寄る事例も含め、子どもをとりまく保健・医療の問題を検証し、健康の質を問い、子どもと社会の健康づくりのありかたについて考えていきたい。

第5分科会 すべての子どもが健康に生きるために

本田 徹(国際保健協力市民の会)・佐々木 栄一(日野市総合病院小児科)・司会、 大河内 秀人(仏教国際協力ネットワーク)

全体のキーワードは「保健民主主義」=皆が関わって健康を作っていこう。基本的人権としての健康をテーマ(エチオピア、ベトナム、カンボジア、タイ、パレスティナの事例)初期保健-水があるのか、住民が参加しているか。高度の医療を持って行っても役に立たない。日本が寄与するだけではなく、発展途上国は主体は民衆、自分で守らなければという意識に学ぶべき事がある。むしろ日本の方が遅れているのではないか。

第6分科会 経済的•性的搾取

運営:平野 裕二(ARC)

神崎 和子(ストップ児童買春の会)

レポート1

平野 裕二(ARC)

本分科会では主に性的搾取に焦点を当てますが、子どもの性的搾取はアジアにおける児童 労働の問題と切り離して考えることはできません。レポート1では、アジアでいまだに残る 奴隷労働や人身売買の問題を取り上げながら、その裏にある貧困や、経済援助を含む国際関係の問題にもできるだけ迫りたいと考えています。

同時に、国連で採択された「児童売買、児童売買春および児童ポルノに関する国連行動計画」や「児童働および債務労働による搾取の撲滅に関する国連行動計画」の内容を簡単に紹介しながら、私たちに何ができるかを考えていきたいと思います。

レポート2

畠沢 明枝(「ストップ児童買春」の会)

「ストップ児童買春(かいしゅん)」の会は、エクバット・かんさいと共にECPAT (End Child Prostitution in Asian Tourism) =アジアの観光における児童買春根絶キャンペーンを日本で展開しているグループです。

日本は最大の買春者送り出し国の一つです。レポート2では、タイのECPATが作製した子ども買春の現状を訴えるスライド「手折られたつぼみをそだてて」を見て、皆さんと共
に

- 1) なぜこのようなことが起こるのか
- 2) なぜ日本はこれほど多くの買春者を送り出しているのか
- 3) この事実を知った私たちは、何を求められているのだろうか、何ができるのだろうか
- 4)子どもの権利条約を批准すると同時進行的に日本の国内法をどのように変えていけば よいのか

等について考えたいと思います。また共に行動していきたいと思います。

レポート3

高橋喜久江(売買春問題ととりくむ会事務局長)

政府は子どもの権利条約批准にあたり、国内法の改正は必要なしの態度です。以前外務省の担当者は「国内法との整合性は問題ない。一部の団体は条文を拡大解釈して国内法を変えるきっかけを作ろうとする政治的動きがあるのは残念」と発言し、議論を呼びました。このことばにこそ政府の態度が経縮されているように思えます。

国内法の法体系はどうなっているのでしょうか。少女が勧誘して売春を行なったら売春防止法違反者であるのに、相手方の男性は処罰の対象とはなりません。強姦より強盗のほうが罪が重くなっています。「子どもの人権、性を法律で保証せよ」と児童福祉法などの改正を主張しています。国会も政府も耳を傾けるように、主権者の声を結集しましょう。

第6分科会 経済的・性的搾取

平野 裕二さん (ARC)

アジアにおける経済的搾取、奴隷制、人身売買。「児童売春」客を送り出している世界最大手の日本。児童福祉法、売春防止法では「買う」側は罰せられない日本。 それを黙認してきている私達自身の問題。ドイツでは「買った」側が罰せられる法がある。法律の改正が必要。いやな事はいやと言える意識を変えていく事が今後特に大切。

全体会

各分科会のまとめと今後のとりくみについて交流しました。



閉会全体会。各分科会より報告。



交流会の風景

企画 partⅡ

① 「世界の子どもたちはいま」パネル展

条約の規定の背景や条約が解決しようとしている子どもの実態のわかるパネル を展示し、条約が世界と日本でもつ意義を考えました。

② 子どもの権利条約"情報市"

フォーラム開催日(11月20-21日)に世界と日本の子どもの権利に関する情報をはじめとして、条約に関する情報・資料を広く交換・交流し合う"情報市"を開催しました。国際NGOや国内の民間団体・グループ・個人の取り組みや子どもについての情報を自由に交換し合うものであり、もちこみ自由の「情報交換コーナー」(無料、有料とも)が設置されました。

この情報市には、これまで収集された条約に関する主要文献・資料や地域グループで作成された「子ども版権利条約」や「地域版権利条約」などを展示し、広く条約普及のための資料を集めました。

また、ビデオ、ポスター、カレンダー、紙芝居など、さまざまな条約普及の取り組みも紹介しました。

参加した団体・個人

1993年11月15日現在

〈後 援〉

ユニセフ駐日代表事務所

〈実行委員会構成団体〉

幼い難民を考える会 清瀬教育って何だろう会 (出基督教児童福祉会 国際精神里親運動部(CCWA) 国際子ども権利センター 子どもの権利条約ネットワーク 子どもの人権・父母の権利保障をすすめる埼玉ネットワーク Child Worker's in Asia 日本委員会 日本児童・青少年演劇劇団協議会

〈賛同団体〉

アーユス=仏教国際協力ネットワーク あいち「子どもの権利条約」ベスト・インタレストの会 アムネスティ・インターナショナル日本支部 エクパット かんさい

開発教育協議会

学校災害から子どもを守る全国連絡会

教育科学研究会

京葉教育文化センター

「子どもの権利条約」所沢ネットワーク 子どもの権利条約批准促進にいがたの会 子どもの権利条約批准の会 子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会 サラワクキャンペーン委員会

鲥資生堂社会福祉事業財団

市民外交センター

シャプラニール=市民による海外協力の会

全国学校図書館協議会

全国高校学校教育法研究会

曹洞宗国際ボランティア会

地球市民の会

DCI-JAPAN準備委員会

(助東京YMCA

長野県「子どもの権利条約」の批准と実行を進める会

中野で子どもの権利条約を進める会

日本キリスト教協議会教育部

日本国際ボランティアセンター

日本ネグロス・キャンペーン委員会

日本ユネスコ協会連盟

"人間と性"教育研究協議会

売買春問題ととりくむ会

パレスチナ子どものキャンペーン

水戸・子どもの人権を守る会

民主教育研究所

めぐこ=南の子どもたちの自立を支える会

(50音順)

〈実行委員〉

赤池 悦子 喜多 明人 園田 京子 田中 栄 治 林 量俶 荒牧 重人 小 林 毅 武内 暁 堀 一郎 好 光 紀 田中 尚代 三宅 隆史 粟野 真造 関根 玲 子 和多田 雅 子

〈賛 同 人〉

赤羽 忠之 川口彰義 直人 秋田 勝憲 菅 味 岡 尚子 神田 修 網野 利夫 北 村 哲男 新井 章 許斐 有 石 川 恵美子 銀林 浩 色川 雅子 日下部 信 雄 石 橋 真知子 蔵原 清 人 龍二 岩橋 児 玉 勇 二 江 田 五月 後藤 安子 大 浦 暁 生 斎 藤 紀代美 大川 知子 斉 藤 誠 大田 堯 佐藤 治 小野寺 慶 子 佐藤 司 小山内美江子 佐貫 浩 金子 勝 酒井 信雄 狩野 玲子 佐々木 秀 典

佐々木美弥子 白 井 慎 壽岳 章子 清水 文惠 鈴木 敏弘 須 田 御芳子 瀬戸 則夫 竹内 常一 橘 紀子 田中 昌人 田辺 誠 坪井 節子 寺尾絢子 出口 治男 内藤 史 枝 永 田 裕之 中野 光

林

真鍋

宣 子

眀

万年山えつ子

三 井

成見 幸子 南 博 浪本 勝年 宮川康浩 西尾 三宅 幸子 和子 西城戸 司 武藤 一羊 村井 野口 善国 敏邦 野川 義秋 毛利 子 来 長谷川 孝 本 橋 栄 濱田 広道 森田 宗 一 美江 百々 昭雄 肥 田 美代子 矢倉 久泰 山田 敏子 武夫 藤木 藤田 昌士 渡辺顕治 保崎 文 乃 綿引光友 前野 育三 (50音順)

世 界 10 日



の人権をめぐる論論が高まっています。 また、世界的に死刑制度膨止の流れがつよまるなか、会での批准(国として認めること)を待っています。 もの権利条約」(政府政「児童の権利条約」)が、国もの権利条約」(政府政「児童の権利条約」)が、国・う。子どもの人権を国際は、「ではしようという「子ど 年後のいま、日本で「人権」はどうなっているでしょ た「世界人権宣言」が関連で採択されました。四十五 べての人の自由や平等、人として生きる権利をうたっ十日は世界人権デーです。一九四八年のこの日、す 子とものは自然的フォーラムの

日本もようやく批准の見通し

権利について発言

九八九年に国道

の第十二条でも保障 にいう権利(意見表 ました。子どもが思 明権)は、権利条約 っていることを自由 意見がのべられ、会

派・勉強さえしてい 子どもたちは少数 事多明人・立正大助 は、今の生活をよく すひとされた子ども れば黄圧をおわずに かって発動している 教授は、「社会にひ 発動しました。 子どもの権利条約 の子ともも活形と

三の際(十「人にあわせ本音いえず」いといい、然の目五十「人にあわせ本音いえず」 新を歌じないの目五十「人にあった」 新と歌じないとされてい していくための「相はなりません。 新で像きました。 が正しいとされてい していくための「相 だてをつくさなくて む民間団体と、高外ともの同意に取り出 の子どもを援助する やく批准される見過 が再提出され、よう の国会で批准承認等 どされました。 いま 建筑解散で白紙にも フォーラムな」を重 団体がいっしょに、 してす 「子どもの概和条件 十一月、日本の子 で、本音がいえな 「学校に子どもの が正しいとされてい て、人にあわせるこ 子はいつも辞れて 配料なんかない。 女 先生がいうこと

「なかまはずれにされる」で気

から意思として来た と一生いじめられる 工業、株かおりさん) 工業、株かおりさん) て、本当は何が正し と思う」(ベトナム て、学校ですごいな る」(不登校中の十 かまはずれにされて いのかわかんなくな て、権利条約を自分ともは時間をかけ 事多代表。 日本の子 のが気になった、と む無外の子どもの要 くことになりそうで たちのものにしてい ますお友だちが多い まれてよかった」と を見て、「日本に生 帆えに苦し

本だけがまだ批准し

とを決める前に、気

国などが大切なこ

という手管

月二十三

客名がすんだあと、 りますが、九〇年に

て自由に常見をいい 前で「批利」につい

(佐々木 漢子)

れ、小学生から高校とも公司会」が行わ 奥や外務省職員5の生の五人が、国会議

フォーラムでは「子

う制度があります。 きく「公理会」とい 係者をよんで意見を

水螺目

朝日小学生新聞

の問題と子どもの権の権利、環境や飢餓

利、在日報監察が ろから、職家者の権 こんな多近なとこ

第斤

いじめ・環境など で多彩な声



子どもの権利条約 からの発言が相次いだ。 た。子どもの権利、人権をめぐっては丸刈りや制服の強制など様々な問 は、二十六日の閣議で今国会へ批准承陽案が再提出されるととが決まっ ム昭」では、条約が保険している「恵見喪明稚」ともいえる子どもたち 題が起きている。とのほど東京で開かれた「子どもの権利条約フォーラ 六月の衆院解散に伴い批准が先送りされた国連「子どもの権利条約」 ラ させた議論

フォ

l

ばと思う」(小学生男子) 合で韓国から来日したが、学 ってない」(十五歳女子) でも自分の力で克服しなけれ 校でみんなにいじめられる。 「三年前に父親の仕事の都 「剛智のある人を特別扱い

「地球環境はとれからの脚 えていくととはできろる」と くことで、学校も社会も、変

三女子

権利条約 一九八九年十一 艭、家庭環境機、障害のある の自由、プライパシーの保 条)のほか思想・信条や表現 歳未満のすべてを「子ども」 文と五十四条から成る。十八 月、国連総会で全会一致で採 とし、意見表明権(第十二 択され翌年から発効した。前 子ども(政府訳は児童)の を済ませている。主要先進国 子ともの発達・自立など幅広 現在、世界百五十カ国が批准 措備をとらなければならな めの適切な立法上、行政上の は、これらの権利の実施のた い権利を保障する。締約国 で批准していないのは日本と い、としている。十月七二日

を削にした発層は、条約の中

参院議員、外務省関係者ら

心的な柱である子どもの「實

見要明権」を印象づけた。

フロアの子どもたちからも

できることから取り組んでい 題。仲間とグループを作り、

る」 (画) 男子)

学校生活から地域社会の活

む。小さいころから(健情児 との)統合教育が必要」(高 - 団主義がいやで、高校には行 間はずれにされた。学校の集 してきたことが逆に差別を生 は中学生のころ制服の自由化 立った。 対する不信感やいらだちが目 う時になると大人が決めてし いっておきながら、いざとい が、「子どもの意見を聞くと い問題について意見が出た 動、福祉や環境問題まで幅広 だ運動を成功させた話を紹介 まう」といった、大人たちに し、「自分たちが主張してい を求めてPTAをも巻き込ん 一方で、十九歳の男子学生 になるべきものであることを と、条約があくまで子どもの なかった経過を報告。 もを取り替く状況を変える力 共通所』 が生きてこない」 もある肥田美代子・社会党参 立ったネットワークの会員で 視点に立つとと、日本の子と では、せっかくの一子ともの 院議員は、国会の予算委員会 目玉ひとつ理解できないよう 聞くよろかけ合ったが実現し に子どもたちを招いて意見を 聞き手の一人として塊上に 、意見表明権という条約の

-21-

!料2,200円・消費機(込み)

びかけ人となり、ユニセフ

って、あえて保障しなけれ

駐日代表事務所が後援をし

作家の落合恵子さんらが呼 | それに子供の人権なんてい

ナショナル日本支部長のイ

アムネスティ・インター

ーデス・ハンソンさんや、

っぱたくなんておかしい。

の両日、東京・千代田区の

の権利条約ネットワークほ

かは、十一月二十、二十一

カンダパンセで、フォーラ

育

彩厅

り、批准後の国内での実施 と普及のための情報交換、 意見交換をしようと、子供 「子供の権利条約」をめぐ | を尊重しようと、 五人が参 批准の目途がみえてきた|ず、子供たちの意見表明権 らった。 |加した「子供公聴会」を設|来た小学校六年生の宗銘市 け、各自の思いを出しても | 君は、「日本に来てたくさん 一会への不満をぶつけた。 の仲間外れやいじめにあっ また、三年前、韓国から

ネットワークほか

誦

まっているのに、先生が決 | ら中学校へ通うのをやめた |めて(違反する生徒を)ひ |という十五歳の林かおりさ|と思ってガンバった。僕は んは、「スカートの長さなん て、そんなものは自由に決 その中で、昨年の六月か |ないと、一生いじめられる 一ど、大昔から人間は自然と 一たけれど、これを乗り越え | 今、 人間と地球についての 漫画を描いているのだけれ

|ばならない社会はバカだと|のはやめてほしい」と、環 の都合で森を燃やしたり、 ら、おとなたちが自分たち 協力して生きてきたのだか スキー場やゴルフ場を造る ことをアピールした。 マとしたシンポジウムで |国際協力のすすめ」をテー

たこのフォーラムでは、ま | 思う」と、 率直におとな社 | 境問題に関心を持っている | は、 際良世ユニセフ駐日代 | 実践する手伝いをしていけ | いか、 賢く知恵をめぐらせ 手に条約を一条約に基づく一保健、栄養を中心とした活 一方、「世界の子供たちの | フは百三十七ヵ国で、生存、 | 難しい。 自分の良心からで |を最大限に利用し、条約を|つけることになってはいな | 動をしているが、その立場 | ることが、相手の尊厳を傷 表事務所広報官が、「ユニセ | 当に相手に有益かどうかは |あっても、しようとしてい るように思うが、それが本

長谷川世

一の空輪を振り回すのではな 周囲の権利を守っていくと く、まず自分の権利を守り、 ればと思う。その際、机ト くことが、条約の精神を生 いう、身近な努力をしてい

から私たちは子供の人権一 の吉峯康博さんは、「八年前 ることが大事」であるとし | けているが、これまでに寄 | がわかる。 世界の子供に関 | 状認識がまだまだなされて 丁供の権利委員会事務局長 ○番として電話相談を受一声を聞くところが少ないか一とが第一だと思う」と、現一三(三四三三)七九九〇。 さらに、弁護士で日弁連 |となっている。また、全体| そうしたことからも、おと |の三○%は子供自身からの |のうち、四分の一はいじめ|ことから始めるのが大切。 せられた四千件以上の相談 |システムを真剣につくるこ なの側が、子供の声を聞く |しても、まずは現状を知る|いないことを浮き彫りにし ーク=〒島東京都港区海岸 一人一一人三人口 子供の権利条約ネットワ

-22-

すると、いいことをしてい

そして、「例えば、募金を

ることから始める重要性を かすことになる」と、でき

子どもの権利条約フォーラム'94プログラム

子どもの権利条約の実効的な批准と実施をめざして、全国の団体、グループ、個人の方々の情報、意見 交換を行ないます。

分科会では世界と日本の子ども問題をつなげて意見交流できるよう計画されています。子どもの問題や 条約に関心をもっている人、とりくみをしている人、ぜひ参加ください。

11月5日(土)

13:00 受付開始

13:30 全体会

- ・開会あいさつ/基調報告
- ・参加型学習『権利条約ワークショップ』

(何が出るかお楽しみ。みんなの参加で子どもの権利条約の学習!)

- NGO 市民広場 (NGO、市民グループのプレゼンテーション)
- ・子どもアクション広場(全国の子ども大集合! 意見表明や交流)

今回子どもの権利条約フォーラム'94において「子どもアクション広場」という企画を実施することになりました。全国各地で子どもの権利に関する活動をしている子どもたちが集まり、お互いに交流することにより、「子どもの権利実現」へ向けての何らかの新しい力にしたいというものです。当日は各々のグループから、簡単な活動報告などもしていただきます。

18:00

18:30~20:30=交流会(夕食をともに各地域、団体、グループ、個人の親睦交換会)

11月6日(日)

子どもの権利条約・ワイワイコンテスト

いろいろなチラシ、ポスターなど全国各地での広報活動に利用されたみなさん の作品を、当日会場へ大集合。投票によるコンテスト賞品あり! 注目、応募 をお願いします。

9:30 受付開始

10:00 分科会

(昼食)

①教育・学校、②地域づくり、③家族と子どもの権利、④少年司法、⑤意見表明権・参加、⑥入門「子どもの権利条約とは」などの分野において条約の実現にむけ、国内外でとりくみをしている人びとから報告をうけ、意見交換をします。

15:00

15:00 全体会

・各分科会のまとめ、意見交換など

16:00 閉会

賛同よびかけ

別紙・呼びかけに賛同して、実行委員会に参加してください。 賛同金としては団体 1 \Box 5,000円、個人3,000円です。その他カンパ、チケット取り扱いもお願いします。

カンパ、チケットなどの郵便振込は『00180-3-716243』(子どもの権利条約フォーラム) にお願いします。

NGO広場、子どもアクション広場へ参加を

情報・資料の展示・配布あるいは意見表明などを希望の方、どんどん参加してください。

チケットは前売り1,500円、18歳未満1,000円です。



94 11月5日(土) — 11月6日(日)

子どもの権利条約 フォーラム'94



き●1994年11月5日(土) — 6日(日)

こ ろ●国立オリンピック記念青少年総合センター

〒151 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 3 03-3467-7201(代表) FAX 03-3467-7797

■小田急線「参宮橋」駅下車徒歩5分 ■地下鉄千代田線「代々木公園」駅下車徒歩11分

よびかけ人●イーデス・ハンソン/一番ヶ瀬康子/大田 堯/ 落合恵子/永井憲一/内藤壽七郎/中川 明/ 福田 雅章/堀尾 輝久/宮崎 繁樹

丰 催●子どもの権利条約フォーラム実行委員会

委員長=喜多明人(子どもの権利条約ネットワーク)

【連絡先】〒105 東京都港区海岸1-6-1-831 ☎ 03(3433)7990 Fax 03(3433)7369

委員長=粟野真造(国際子ども権利センター)

【連絡先】〒531 大阪市北区本庄東1-18-14 アシスト90 401 ☎06(375)5466 Fax 06(371)7804

援●ユニセフ駐日代表事務所